

「歯科医師資質向上検討会 報告書」

平成15年12月12日

齒科医師資質向上検討会委員

- 新井誠四郎 (社) 日本歯科医師会専務理事
- 伊藤 学而 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教授
- 鴨志田義功 鴨志田歯科医院院長
- 黒崎 紀正 東京医科歯科大学歯学部附属病院長
- 斎藤 毅 日本大学教授
- 住友 雅人 日本歯科大学歯学部附属病院長
- 田中 義弘 神戸市立中央市民病院歯科部長
- 橋本 修二 藤田保健衛生大学医学部教授
- 森本 俊文 松本歯科大学総合歯科医学研究所教授

○は座長 (五十音順、敬称略)

I. はじめに

我が国の歯科保健・医療に関する提供体制は、国民の健康を確保するための重要な基盤の一部であり、国民として必要な歯科保健・医療を適切に受けることができるようその整備が進められている。一方、近年の少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化等を背景として、より質の高い歯科保健・医療を国民に提供することが求められている。その一環として、歯科医師の資質向上を図ることが喫緊の課題となってきた。

さらに、「医療提供体制の改革のビジョン(平成15年)」、「歯科医師国家試験制度改善委員会報告書(平成12年)」及び「歯科医師の需給に関する検討会報告書(平成10年)」、それぞれにおける歯科医師の資質向上に関する提言を踏まえ、本年度、歯科医師の資質向上を図ることを目的とした歯科医師資質向上検討会(以下「本検討会」という。)を設置し、この度、その結果をとりまとめたので公表する。

II. 基本的な考え方

歯科医師の資質向上を図るための方法については、大学の入学時、卒業前(在学中)、卒業後の各ステージでさまざまな方策が考えられる。その一つとして平成18年4月から開始される歯科医師臨床研修の必修化が挙げられる。しかし、現時点において卒業直後の歯科医師の知識及び技能については、大学間あるいは個人間の格差が認められることから、歯科医師臨床研修の必修化後、各歯科医師臨床研修施設において統一されたプログラムの下で歯科医師臨床研修を円滑に実施することが危惧されているところである。このため、歯科医師臨床研修に臨む歯科医師の知識及び技能についての格差を是正するとともに、今後の歯科医師臨床研修の円滑な実施を図り、もって国民にさらに質の高い歯科保健・医療を提供する環境を整備することが必要となっている。

このような状況に鑑み、本検討会では、歯科医師国家試験によって歯科医師の資質向上を図る観点から、特に歯科医師国家試験における「より適切な合否基準」を焦点として検討を行ったものである。

なお、本検討会において「より適切な合否基準」を検討するに当たっては、より資質の高い歯科医師を安定して確保する必要性についても考慮して、歯科医師国家試験での合格率の安定化にかかる部分についても

検討を加えている。

Ⅲ. 歯科医師国家試験における「より適切な合否基準」

歯科医師国家試験は、歯科医師として具有すべき知識及び技能について評価するものであり、これまでの歯科医師国家試験では、①必修問題、②一般問題、③臨床実地問題、④禁忌肢問題、のそれぞれに合否基準を設けて、合否の判定を行ってきたところである。

今後、より資質の高い歯科医師を安定して確保するため、歯科医師国家試験の合否の判定においては、以下に示す「より適切な合否基準」を採用すべきである。

1. 必修問題

必修問題は、平成14年（第95回）歯科医師国家試験から導入されたものである。この必修問題については、歯科医師として具有すべき基本的な最低限度の知識及び技能に到達しているか否かを評価することを目的としていることから、これまでどおり継続して、絶対基準（一定のレベルに到達しているか否かを判定）を合否基準として採用するのが適切である。

なお、現行の必修問題は出題数が30題であり、ごく少数の問題の難度によって合格率が極端に影響を受けることが懸念されるため、これを防止するための措置を講ずる必要がある。

また、歯科医師の資質向上及び歯科医師国家試験における合格率の安定化を確保する観点から、将来的には必修問題の出題数の増加についても考慮されるべきである。

2. 一般問題及び臨床実地問題

より資質の高い歯科医師を確保するためには、「歯科医師国家試験出題基準（ガイドライン）」に基づき、できるだけ広い範囲からさまざまなレベルの一般問題及び臨床実地問題を出題することにより、歯科医師として具有すべき知識及び技能を適切に評価することが求

められている。

現行の歯科医師国家試験では、毎年新たに作成した試験問題を出題しており、一般問題及び臨床実地問題における合否基準として絶対基準を採用している。この結果、ごく少数の問題の難易度によって合格率が影響を受けることとなり、近年の歯科医師国家試験合格率は60%台から90%台と大きく変動している。

この状況では、受験者が歯科医師国家試験を受験する年によって試験の受かり易さが異なることとなり、経年的な公平性が十分に担保されているとは言い難い状況となっている。このため、一般問題及び臨床実地問題については、それぞれ相対基準（得点分布による判定）を採用することによって、経年的な公平性を担保することが現実的と考えられる。

ただし、この相対基準を導入するに当たっては、主に歯科医師の資質向上を図るため、受験者の得点分布が低い方向に長い裾を呈していること、新卒者と既卒者の得点分布が大きく異なることについても考慮すべきである。

さらに、将来的にプール制（試験問題を出題する前にあらかじめ蓄えておくこと）に移行するため、常時数万題のプール問題を蓄積する体制を整備し、プール制を導入することによって、試験問題の難易度を一定に保ち、試験問題の質をより向上させることが望まれる。

3. 禁忌肢問題

禁忌肢問題は、患者に対して全身的あるいは局所的に重大な障害を与える危険性のある受験者を識別するために平成14年（第95回）歯科医師国家試験から導入されたものである。

この禁忌肢問題については、これまでどおり合否基準として採用すべきである。

4. 各領域における「基準点」の導入

歯科医師国家試験は、各領域から構成される「歯科医師国家試験出題基準（ガイドライン）」に準拠して出題されているが、この領域間における知識及び技能の到達度のバランスについては、歯科医師国家試験の合否基準として合否の判定に採用されていない。

しかし、歯科医師の資質向上を図るためには、これらの到達度のバランスについても考慮することが必要である。このため、「歯科医師国家試験出題基準（ガイドライン）」の各領域に到達すべき「基準点」を設け、その全ての「基準点」に達していることを合否基準として新たに合否の判定に加えるべきである。

なお、この各領域における「基準点」を導入するに当たっては、出題数が少ない領域では、ごく少数の問題の難度によって合格率が影響を受けることが懸念されるため、これを防止するための措置を講ずる必要がある。

IV. おわりに

本検討会では歯科医師の資質向上を図るための方策として、歯科医師国家試験の「より適切な合否基準」についての検討を中心に行い、さらに、資質の高い歯科医師を確保する観点から、歯科医師国家試験合格率の安定化についても検討を加えた。

本検討会での報告を踏まえ、直近の歯科医師国家試験、すなわち平成16年（第97回）歯科医師国家試験から「より適切な合否基準」を導入し、国民の期待に応じ得る資質の高い歯科医師を確保できる環境を早急に整備すべきである。

さらに、この環境が整備されれば、平成18年4月から開始される歯科医師臨床研修がより円滑に実施され、さらなる歯科医師の資質向上が図られることから、より質の高い歯科保健・医療を国民に提供することが期待される。

一方、歯科医師の資質向上を図るための方法は、大学の入学時、卒業前（在学中）、卒業後の各ステージでさまざまな方策が考えられる。本検討会では歯科医師国家試験の「より適切な合否基準」を中心に検討したが、今後も引き続き、多方面からのアプローチによって歯科医師の資質向上を図る必要があることから、関係各位の一層の努力と協力を期待する。